

法稱の自性證因 (svabhāvahetu) 説覚え書き

岩 田 孝

佛教の論理學においては、陳那 (Dignāga, ca. 480–540) 以前に、論理學的に重要な概念の網格は形成されていた。例えば無著 (Asaṅga, ca. 395–470) には因の三相（正しい證因となる爲の三條件）への言及があり、世親 (Vasubandhu ca. 400–480) においては、更に、證因と歸結との不離關係が推論 (anumāna) の本質として注目され、三支による論證形式が採用されている⁽¹⁾。これら諸概念を依用しつつ、推論の構造を體系的に整備したのは陳那である。陳那は、因の三相を推論の定義に不可缺な項目として重視し、また、新たに九句因説を提唱して、具體的な正證因と疑似證因との類別を明示している。しかし、陳那説においては理由（證因、能證 sādhana）とそれによって導出される歸結（所證 sādhya）との論理的包攝關係 (vyāpti) が如何に成立するのか、という包攝關係成立根據については言及されていなかった。陳那の後繼者、法稱 (Dharmakīrti, ca. 600–660) は、初めてこの問題を提起し、陳那説とは異なる立場から推論の叙述を試みた。この點については、既に先學の研究——「梶山 (1974)」「Steinkellner (1974) (1984)」「赤松 (1984)」「桂 (1986)」等⁽²⁾——があり、本論はこれらの研究成果に基づいている。法稱の立場とは、證因と所證との包攝關係を確立する根據——本質的結合關係 (svabhāvapratibandha)——は、證因と所證とが自體(自性)の關係にあること (tādātmya) か、或いは、證因が所證から生起した結果 (tadutpatti) であることかのいずれかであり⁽³⁾、従って、證因の種類も最終的には、前者の場合が自性としての證因 (svabhāvahetu)，後者の場合が所作としての證因 (kāryahetu) という二種の證因に限定される⁽⁴⁾、という考え方である。所作證因に關しては「結果があれば、必ず、原因がある」という命題が一般的に成立すると認められるので問

題はないが、自性證因については幾分複雑な様相を呈している。『Hetubindu』（能證一滴）（＝HB）によると自性證因の包攝關係成立根據は「所證を逆にした場合證因を拒斥することの妥當な認識が存すること」（HB p. 4, 5: sādhyaviparyaye hetor bādhakapramāṇavṛttih）に歸せられる。例えば「音聲は無常である。存在する故に」という論證の場合、無常性による存在性の包攝關係を確定する根據は次の證明に歸せられる。或る物が無常でないとすると、その物は常住不變となり、結果/目的を具現すること（arthakriyā）が有り得なくなる、従って、その物は、「結果/目的を具現すること」によって定義づけられる「物であること」（vastutva），即ち、「存在すること」（sattva）を失うことになる、という證明である⁽⁵⁾。ここでは「無常性を否定すると存在性をも否定する」という論理的概念の俱非存關係（vyatireka）の證明が包攝關係の根據になっている。これは、形式的に見れば、「證因があると、必ず、所證がある」という命題を、それと論理的に等値な對偶命題「所證がなければ、決して、證因はない」の成立することから、證明することである。かかる證明は形式論理學においても認められる。所が、法稱は、包攝關係の確立を直ちにこの「所證否定における能證拒斥の認識」には結びつけずに、その中間に、包攝關係を直接根づける要因として、「所證が能證自體であって、その能證のみに結びつく」という關係を導入している。即ち、「事實的に（vastutah）所證特性（sādhyadharma）にはそれ（能證特性）自體であること（tadbhāvatā）〔という自性的關係〕がある故に、所證特性は能證特性の有のみに結びつく、ということの證明（sādhanadharma bhāvamātrānubandhasiddhi）」（HB p. 4, 3-5）を包攝關係の成立要因として導入している。つまり、自性證因に關する肯定的包攝關係の確定（anvayaniścaya）は、「事實的な自性的關係に基づいて所證が能證の有のみに隨順すること」の證明にあり、この證明が「所證否定による能證拒斥の認識」に歸せられるのであるが、その中で所證と能證との事實的な自性的關係は、「Steinkellner (1974)」において、また、本論（第二章）にて示される如く、同一性（abhedā, the mi dad pa）と同義である、更に嚴密に言えば、論理的な場ではなく、存在的な場における同一性と同義である、とみなされる。となれば、包攝關係の根據は、所證否定による能證拒斥の認識という論理

的な場での關係のみならず、それを越えた存在的な場での關係にまでも求められたことになる。この點が法稱の推論系の特色であることは「Steinkellner (1974)」^[6] の既に指摘する所である。問題は、存在的な場での事象である包攝關係の根據が論理的な事象にどの様に接續し變換されるのか、という點である。これを解く爲には、包攝關係の根據を含めた自性證因の規定を取り出し、その中でどの部分がどちらの場の事象を記述しているのか、各部分は互いにどの様に關連するのか、更には、存在的な場に歸せられた事象は具體的にどの様な在り方を呈するのか、という點を明らかにする必要がある。本論ではこうした問題意識に基づいて、第一章において自性證因を規定する諸條件間の關連を調べ、第二章では自性證因を成立させる根據の場を分析し、第三章では自性證因と所證との事實的關係の成立過程を因果的側面から捉え、それがどの様に論理的に記述されるのかを考察する。かかる考察において自性證因の論理的關係と自性證因成立根據としての存在的關係との對應關係を吟味する。以上が本論の主な論點である。

I 自性證因の規定

法稱による自性證因の規定の仕方は、「自性」(svabhāva) なる語の用法から見ると、主に次の二種に分けられる。A. 證因を表示するのに「svabhāva」を用いる場合と、B. 所定を表示するのに「svabhāva」を用いる場合とである。これらの規定には證因が自性證因であることを根據づける諸條件が含まれるが、それら諸條件相互の關係が必ずしも一定しない場合も見られる。この章では自性證因成立根據の内容を全體的に把握できるように、諸條件間に成立すると思われる含意關係を必要な限り抽出してみたい。

I. A 所證に svabhāva を用いる自性證因の規定

法稱は、初期の著作『Pramāṇavārttika』（量評釋）(=PV) 及びその自註(=PVS)において、能證と所證をそれぞれ bhāva と svabhāva で表示しながら、自性證因を次の如く規定している（なお、以下の記述における記號「X」と「Y」はそれぞれ能證と所證を表示する爲に便宜上用いたものである）。

「[一方なる] 特性 (bhāva) (X) も [Xの] 有のみに従う (-mātrānurodhin) 所の [他方なる] 自性 (svabhāva) (Y) [を導出する] 爲の證因である。[この] もの (一方 (X)) がそれ (他方 (Y)) 自體であることは、一方 (X) [の有] のみに従う [様な他方 (Y)] においてのみ [成立する] が、 [一方 (X)] 以外に依存するものには [成立し] ない」⁽⁷⁾ (PVS p. 4, 1-3: svabhāve bhāvo 'pi bhāvamātrānurodhini // (PV I 2cd) hetur iti vartate. tādātmyam hy arthasya tanmātrānurodhiny eva, nānyāyatte.) (≈PVin II p. 24, 10-14) 【1】

【1】の後半によると、「YがXの有のみに従う」という關係のある場合に限って、「XがY自體たること」(tādātmya) という關係が成立する。即ち、前者の隨順關係がないと後者の自體の關係もない、従って、自體關係があれば必ず隨順關係も成する。それ故に【1】より次の命題が得られる。

能證 (X) が所證 (Y) 自體たること (tādātmya) という自體關係が成立すると、所證 (Y) は能證 (X) の有のみに従う。 【1-1】

「Steinkellner (1984)」(第IV章) に示された如く、この tādātmya に関しては、bahuvrihi として「[一方が] 他方を自性とする」と捉えるか、又は、tatpuruṣa として「[一方が] 他方の自性」と捉えるかは、法稱説の範囲内では確定し難い。しかし、後述の【4】に示される如く、少なくとも「所證 (Y) は能證 (X) の自性 (svabhāva)」という捉え方は、法稱の PVS において認められている。今、この捉え方を用いて、上述の【1-1】の考え方を、物の剝那滅という事象に則して例示してみよう。法稱によると「存在する諸物の滅は (nāśo bhāvānām) [その物自身のみによって現象するのであって、その物以外の] 何等か [の偶然的原因] に依るのではない」その意味で「[滅 (Y) は] [存在する] 物 (X) の自性 (bhāvasvabhāva) になっている」。この様に、存在する物が自身のみによって滅を伴なって生ずる以上、「滅 (Y) は [存在する物 (X) の] 有のみに結びつく (=従う) こと」(sattāmātrānubandhitva) が成立するというわけである (cp. PVS p. 141, 19-21)。「XとYとの自體/自性の關係 → YはXの有のみに従う」という考え方は、後期の著作である HB (p. 4, 3-5), Nyāyabindu (=NB) (III 15-16), Pramāṇaviniścaya (=PVin)

II (p. 24, 12-15) における自性證因の規定にも共通して説示されるので、自性證因規定の最も基本的な項目とみなされる。

この「YはXの有のみに従う」は、更に、「XとYとの俱非存關係」と次のように關連している。

「それ (bhāva (X) の有) のみと結びつく自性 (svabhāva)(Y) は [自身 (Y) を否定すると,] 將に [その] もの (bhāva) (X) を否定することになろう」^[8] (PV I 23 a'bc'=PVin II 71 a'bc': tanmātrasamṛ-
bandhaḥ svabhāvo bhāvam eva vā / nivartayet) 【2】

Y(svabhāva) が X(bhāva) の有のみに従うとき、XとYとには「YなければXなし」という俱非存關係が成立する。この様にXがYと不離の關係 (aviniṣṭabhāva) にあれば、一般に、XはYの導出に關して逸脱する事がない (avyabhicāra)^[9]、即ち、XはYに包攝される^[10]、という論理的關係が成立する。かくして自性證因の包攝關係の成立を次の様に表現できる。

svabhāva(Y) が bhāva(X) の有のみに従うとき、兩者には俱非存關係が成立する、それ故に bhāva(X) は svabhāva(Y) に對して自性證因である (XはYに包攝される)。 【2-1】

[2-1] を [1-1] に連結させると次の式が得られる。

bhāva(X) が svabhāva(Y) と自體/自性の關係にある (tādātmya) →
YはXの有のみに従う → XとYとの俱非存關係 → bhāva(X) は svabhāva(Y) に對して自性なる證因であるといふ論理的關係 【3】

法稱は「bhāva(X) の有のみに従う svabhāva(Y) と、bhāva(X) との俱非存關係」([2-1]) の事例を示す爲に、bhāva(X) にシンシャパーなる植物を、また、svabhāva(Y) には木を對應させながら、兩者の自性の關係を

「それ (Y ex. 木) はそれ (X ex. シンシャパー) の自性である (satasya svabhāvah)」^[11] (PVSV p. 17. 1=PVin II p. 45, 31) 【4】

と説き、しかも、その直後にYとXとの俱非存關係の理由を次の様に提示している。

「さらに、自らの自性 (Y) を除去するならば、どうして [その] もの (bhāva(X)) があり得ようか。何となれば自性 (Y) こそが [その] も

の (bhāva)(X) だからである」¹² (PVSV p. 17, 1-2: svam ca svabhāvam parityajya katham bhāvo bhavet. svabhāvasyaiva bhāvatvāt) (\simeq PVin II p. 45, 31-32)

【5】

〔5〕によると、「所證（Y）こそが能證（X）である故に、所證（Y）なければ能證（X）なしという俱非存關係が成立することになる。この〔5〕と、〔3〕の「XとYとの自體/自性の關係 (tādātmya) の故に、兩者の俱非存關係が成立する」とを對比すると、XとYとの自體の關係は「YこそがXであること」に相當する。また、〔4〕によれば、所證（Y）が能證（X）の有のみに従うという條件を満たしたXとYとの自體關係 (tādātmya) は、少なくとも、「所證（Y ex. 木）は能證（X ex. シンシャパー）の自性 (svabhāva) である」と理解され得る。以上により包攝關係の根據として捉える場合には「XとYとの tādātmya」は「YこそがX」及び「YはXの自性 (svabhāva)」と近似的に同義とみなされる。〔5〕では俱非存關係の理由は「YこそがXであること」であったが、更に、次の言説では、その理由の部分に同一性 (abhedā) が代入されている。

「それ (svabhāva(Y)) が無いと〔一方の〕もの (bhāva(X)) は、それ自身で無いことになろう。何となれば〔兩者は〕同一だからである」¹³ (PV I 39: tadabhāve svayaṁ bhāvasyābhāvah syād abhedataḥ)
 「〔一方の〕もの (bhāva(X)) [の有] のみに従う所の、自性 (svabhāva) といわれる〔他方の〕もの (bhāva(Y)), 將にそれ (Y)は、それ自身によって事實的に〔一方の〕もの (X) である」¹⁴ (PVSV p. 24, 14-15 = PVin II p. 32, 27-29: ya eva bhāvo bhāvamātrānurodhī svabhāvā ity ucyate, sa eva svayam vastuto bhāvah) (下線は筆者) 【5-1】

從って tādātmya と近似的同義な「YこそがX」は、包攝關係の根據としては、「YとXとの事實的な同一性」という意味を有し得ることが知られる。これより次の關係式が得られる。

能證（X）と所證（Y）との事實的同一性 \simeq XとYとの tādātmya (\simeq YはXの自性) \rightarrow YはXの有のみに従う (\simeq は近似的同義を意味する)

【3-1】

所で、[5-1] の後半から「所證（Y）が能證（X）の有のみに従うとき、能證（X）は所證（Y）と事實的に同一ある（即ちそれ自體の關係にある）」という關係も成立する¹⁴。然るに先の [1-1] によれば、包攝關係の根據を示す基本型は、これとは逆の「XがY自體であるとき、YはXの有のみに従う」という關係であった。今、兩方の關係が共に認められているので、兩關係の前件と後件とはほぼ同義とみなされる。即ち次の關係式が成立する。

自性證因（X）とその所證（Y）との論理的包攝關係の根據として捉えるときには、XとYとの事實的同一性（≈ 兩者のそれ自體の關係 ≈ YはXの自性という關係）と、YはXの有のみに従うこととは、互いに他を含意する、即ちほぼ同義である。【3-2】

結局、少なくとも [3-2] の中の諸項目——能證（X）と所證（Y）との事實的同一性、兩者のそれ自體の關係、YはXの自性という關係、或いは、YはXの有のみに従うこと——のいずれか一項目に基づいて、能證（X）と所證（Y）との俱非存關係が成立し、それによって兩者の包攝關係が確立するということになる。

I. B 「svabhāva」なる語を證因（X）に對して用いた場合の自性證因の規定

前節では PVSV に多く見られた自性證因の規定——所證に對して「svabhāva」なる語を用いた規定——を調べたが、法稱の他の著作には、別な型の規定——證因の方を「svabhāva」と表示する規定も説かれている。

「能證特性 (=自性) (X) の有のみに従う所の所證特性 (Y) に對して、自性 (svabhāva)(X) は證因である。〔兩特性 (X, Y) は,〕それぞれにとって〔自身〕以外であるものを排除すること〔を通して、概念的に構成された特性であり、それぞれの他の排除の内容〕が〔互いに〕異なるので〔それら (X, Y) は互いに〕異なる特性とみなされるが、事實的には、〔證因 (X) は〕將に印をもつもの (=所證 (Y)) 自體¹⁵である」(HB p. 5, 10-12: sādhanadharma bhāvamātrānvayini sādhya-dharme svabhāvo hetuh. aparāparavyāvṛttibhedenā dharmabhedē 'pi vastuto liṅgīsvabhāva eva.) 【6】

〔6〕の如く能證（X）を「svabhāva」で表示した自性證因の規定は、PVin II 53 ab (PVSV からの引用ではない), NB(II 15, III 17) にも見られる。即ち、後期の著作に多い。HB の規定〔6〕においても、先述の PVSV の規定〔1〕と同様に、「所證（Y）が能證（X）の有のみに従うこと」が、能證（X）を自性證因たらしめる條件として導入されている。更に、肯定包攝關係（證因（X）があると必ず所證（Y）があるという論理的關係）の確定を論ずる箇處では「所證特性（Y）は、事實的にそれ（能證特性（X））自體である故に (sādhyadharmaśya vastutas tadbhāvatayā), 能證特性（X）の有のみに従う」という條件が見られ、このことの證明によって自性證因に関する肯定包攝關係が確立される (-niścaya), とあるので (cp. HB p. 4, 3 ff.), これらの記述から、HB においても、PV(SV) での關係式〔3〕と同様な思考型を得ることができる。

所證特性（Y）と svabhāva（能證特性）（X）との事實的な自性の關係
 → YはXの有のみに従う → svabhāva(X) はYに對して自性證因

【6-1】

包攝關係の根據に関するこの見解は NB(II 15-22; III 15-20) からも導出される。

能證（X）と所證（Y）との記述を〔1〕の形式（能證（X）=bhāva, 所證（Y）=svabhāva）から〔6〕の形式（能證（X）=svabhāva, 所證（Y）=所證特性）に變更した眞意については未だ確定できないが、妥當な證因を svabhāvahetu と kāryahetu との二種に限定した法稱にとって、兩證因の不離の關係等を並列して記述する爲には、kāryahetu が所作なる證因であるので、svabhāvahetu も、svabhāva（所證）に對する證因ではなく、svabhāva としての證因とした方が、即ち、證因を表示するのに直接「svabhāva」を用いる〔6〕形式の方が、「bhāva」を用いる〔1〕形式よりも好都合であることは察し得るであろう。一方〔1〕での「bhāva(X) → svabhāva(Y)」という自性の用い方は、次のことを關連していると思われる。即ち、〔1〕形式を用いる PVSV において能證（X）と所證（Y）との自體/自性の關係に相當する部分が〔4〕の如く「所證（Y ex. 木）は能證（X ex. シンシャパー）の自性

法稱の自性證因 (svabhāvahetu) 説覚え書き (岩田)

(svabnāva)^[17] と度々解されるということとの関連である。つまり、事實的な自體/自性の關係で用いた svabhāva を論理的概念である所證特性に重ね合わせて、所證を svabhāva と表示したのではないかと思われる。

所で、〔6〕(能證 (X)=svabhāva と所證 (Y)=sādhyadharma による自性證因の規定) においても、〔1〕と同様に「YがXの有のみに従う」という條件が成立していた。このことと、〔5-1〕の後半の「YがXの有のみに従うとき、Yは svabhāva といわれる」という條件を連立させれば、原理的に〔6〕においても、所證 (Y) を svabhāva と捉え表示することが可能であろう。

能證としての自性 (X) は所證としての自性 (Y) に對して自性證因、
但し、YはXの有のみに従う。 【7】

言うまでもなく、所證と能證は主題 (sādhyadharmin) から見れば主題に所屬する特性 (dharma) であるから、これらの自性 (XとY) も主題の特性であり、しかも論理的に包攝される特性と包攝する特性である。

「[所證特性 (Y) によって包攝され、しかも主題に所屬すると] 成立する (=確定された) 自性 (svabhāva)(X) が能證である。その (能證) を包攝すると確定された自性 (svabhāva) (=主題に所屬する特性)^[18] が所證である」(PV I 192 abc': siddhaḥ svabhāvo gamako vyāpakas tasya niścitaḥ / gamyah svabhāvas)^[19] 【7-1】

〔7〕式により自性 (Y) は自性 (X) の有のみに結びつくことから、特性としての、自性 (X) と自性 (Y) とは、別々な對象を依り所としない。自性證因の規定では、能證と所證とに同じ表現「svabhāva」を用いる方が、兩者が同一の對象に依止することを示すのに有効であるが、かかる表現の仕方は直接には見られない。能證と所證との自性の關係を明示するという點からすれば、少なくとも一方のみに「自性」を用いる〔1〕、〔6〕の方が簡明な表現となるからであろう。

II 自性證因を成立させる根據の場

前章において、自性證因に関する包攝關係を成立させる諸要因間の關係が形式的ではあるが抽出された。それによると、その要因は、證因 (X) と所證

(Y)との二項關係——自體/自性の關係, YのXへの隨順關係, 俱非存關係——から成り立っていた。しかも, I. A の考察では, 最後の俱非存關係を除いて, 自體/自性の關係とYのXへの隨順關係とは, XとYとの事實的同一性にまで還元され得た。しかしこの結果に對しては次の反論が豫想される。即ち, その様に能證(X)と所證(Y)とを完全に同一化することは, 包攝關係において能證と所證との役割を混同させることにはならないか。例えば, 佛教徒の定說「聲は無常なり」を證明する爲に, 「聲は所作であるから」という證因を立てる場合——以後, 三支による推論を「主題: 證因 → 所證」という形式で略記する, 即ち, 「聲: 所作性 → 無常性」なる推論の場合——佛教徒にとって所作性と無常性とは同じ外延を有する。そうなると, 兩者の中でどちらが能證でどちらが所證なのか判別できなくなる, 從って, 佛教徒の立てた所作性という證因は過失のある證因となる, 即ち, 聲の無常性を證明する爲に無常性を證因として立てること^四と同様に, 「證因が主張命題の一部と同一 (pratijñārthaikadeśa)」という過失を有することになる, という反論である。それに対する法稱は, [6] で説く如き他の排除 (anyāpoha) による兩概念の區別を導入することにより, 兩者の混同はない論駁する。即ち, 一方において所作性なる證因を所作なるもの以外の排除から概念的に構成し, 他方において無常性なる所證を無常なるもの以外の排除から構成する。この様に兩者の概念の内包が異なるので兩者は混同され得ない, と答えるのである^四。このことは, 能證と所證との同一性や自性/自體の關係が, 概念の内包上ではなく外延上で成立し得ることを含意している。しかし, 自性證因の中には, 概念「木」を所證として導出する概念「シンシャパー」なる證因の様に, 證因と所證との外延に大小關係が成立する場合もあり, そうした自性證因は所證と外延上でも同一では有り得ない。從って, 論理的概念の場では, 自性證因と所證との同一性は一般的には成立していない。そうなると法稱が包攝關係の根據として説く兩者の同一性とは, 論理的な場とは別な場——Steinkellner 教授も指摘される如く^四 概念の指示する個々の物の場——において成立する同一性であることが豫想される。それではこのことは具體的にどの様にして確かめられるのか, また, 自性證因の規定の中のどの部分がどちらの場に基づいているのか, 更に, 證因

と所證との二項關係、特に兩者の自性/自體の關係はどの様に解されるのか。自性證因の規定の構造を明らかにする爲にこれらの點について検討してみたい。

II. A 「所證 (Y) は證因 (X) の有のみに従う」は存在的事象

[1]において法稱は、自性證因 (X) の成立根據を「他方 (所證, Y) が一方 (能證, X) の有のみに従うこと」と規定したが、その内容を明確にする爲に、それとは反対の場合——「他方 (Y') が一方 (X') 以外のものに依る」場合——を想定している。つまり、Y' が、X' の原因以外の原因に結びついて (kāraṇāntarapratibaddha)²⁴ 後に生ずるので、その様な Y' は X' の有のみに従うことではない、という場合である。かかる X' と Y' とには自體の關係が成立しない。何とならば、別々な原因より生ずる他方 (Y') は、一方 (X') が生じても、同時に存在するとは限らず、

「一方 (X') の有のとき未だ生じていない [他方 (Y')] が、 [その] 後に生ずることは、〔兩者が〕それ自體の關係にあることと矛盾するからある」(PVin II p. 24, 14-15=de yod na yod par ma gyur pa phyis °byuñ ba ni de'i bdag ñid du °gal ba'i phyir ro //)(\simeq PVSV p. 4, 3-4)

【8】

以上の文脈からすると「……の有のみに従う (≈結びつく)」こととは、「Y (所證) が、必ず、X (能證) より導出される」という論理的な事象ではなく、むしろ、Y が X の原因以外の原因に依っては生じない、即ち、「X があるとき、同時的に Y が X の原因のみから生ずる」という事實的な因果の事象とみなされる、つまり論理的な場の事象ではなく、具體的な物の場での事象ということになる。(尙、この因果關係の具體的な在り方については第三章で述べる豫定である。)

II. B 「YはXの有のみに従う」は存在的事象であることの別證

通常、二項 (X と Y) からなる論理的關係は、X と Y との交換に關して常に不變というわけではない。例えば「Y (所證) なければ、決して、X (證因) はない」という否定的包攝關係で、X と Y とを交換すると「X なければ Y はない」となり、これは、前の關係とは逆となって論理的に等値ではなくなる。同

様に、自性證因の規定に見られる二項關係において、二項が互いに交換可能であれば、その關係は少なくとも論理的關係以外の關係と言えよう。今、法稱の説いた上述の包攝關係の根據としての二項關係は存在的か論理的かのいずれかであると前提すれば、この二項の交換に關して不變な關係は存在的な關係とみなし得る。このことを自性證因の規定の吟味に應用してみよう。まず、自性證因の包攝關係を直接根據づける基本條件の一つである「所證（Y）が證因（X）の有のみに從う」という二項關係を調べてみると、XとYとを交換した規定がPVin II に見られる。

「それ（=所證（Y））の有のみに從い〔しかも所證（Y）の〕自體となっている自性（X）が、〔所證（Y）を〕能證する〔證因〕である」
 (PVin II p. 24, 16-18: de yod pa tsam dañ rjes su 'brel pa ñid kyi bdag ñid kyi rañ bžin ni go bar byed pa yin no //)④(下線は筆者)

【9】

勿論、法稱は、[9]での「能證（X）（=自性）が所證（Y）の有のみに隨順」という二項關係のみならず、從來の「所證（Y）（=自性）が能證（X）の有のみに隨順」という二項關係をも PVin II において認めている④(cp. [5-1])。別言すれば、[5-1]での自性の規定「一方の有のみに從う他方は一方の自性（cp. [3-2]），つまり、他方（=一方の自性）は一方の有のみに隨順」が基本型にあって、その基本型において、一方に能證（X），他方に所證（Y）を代入したのが[5-1]（YはXの有のみに隨順）であり、逆に、一方に所證（Y），他方に能證（X）を代入した場合が[9]（XはYの有のみに隨順）に相當する。かくしてこの隨順關係は、自性證因の成立根據として見る場合、XとYとの交換を一般的に認容するとみなされるので、論理的な場での關係というよりは、むしろ存在的な場での關係と考えられる。

II. C 所證と能證との自性關係 = 兩者の事實的同一性

次に自性證因の包攝關係の成立を根據づけるもう一方の二項關係「能證（X）と所證（Y）との自性/自體の關係」においても、XとYとの交換が認められていることを示そう。まず、論理的には次の如く示される。[3-2]では「YのXの有への隨順關係と、YとXとの自體/自性の關係とは、近似的に互いに他

を含意する、即ち、ほぼ同義である」ことが成立していた。今、前節から「YとXとの隨順關係がXとYとに關して可換である」ことが得られたので、XとYとの自體/自性關係においてもXとYとの可換性の成立することが導き出される。法稱自身の推論說においては、この二項關係 (tādātmya, tadbhāvatā) を、「XはYの自性 (YはXを自性とする)」か「YはXの自性 (XはYを自性とする)」かのいづれか一方の解釋に一意的に限定するという意向は見られない。²⁴ これは、包攝關係の根據としての自性關係が二項に關して交換可能であることを暗示するものである。次に、この可換性を法稱が認めていたことは次の法稱自身の言説から看取される。

「[一方 (X', X) によって、或る主題に成立する他方 (Y', Y) を確實に認識する場合] 必ず、それ (X') が、それ (Y') より生じた [結果である] が、或いは、それ (X) がそれ (Y) の自性である [かのいづれかとなる] はずである」(PV III 70 cd: tad avaśyam tato jātam tatsvabhāvo 'pi vā bhavet)²⁵

「[前者の因果關係の場合] [一方 (X') なる] ものは、[X'] 自身の原因 (=他方なる Y') なくして有り得ない、また [後者の自性關係の場合、一方 (X) なる] ものは、[他方 (Y) なる] 自性なくしては有り得ない」(PV III 71 ab: svanimittāt svabhāvād vā vinā nārthasya sambhavah)²⁶

【10】

第70偈では「X(ex. シンシャパー) が Y(ex. 木) の自性である」ことが説かれ、また、第71偈では「X(ex. シンシャパー) にとって、Y(ex. 木) は不可缺なもの」という意味で「YがXの自性である」ことが含意される。かくして能證 (X) と所證 (Y) との自性關係も、XとYとに關して交換可能となるので、この二項關係は存在的な場での事象であることが知られる。同様な結果は次の様にしても導びかれる。上述の第70偈で「X (ex. シンシャパー) が Y(ex. 木) の自性である」ことと、「X'(ex. 煙) が Y'(ex. 火) より生ずること」とが並記されている。後者は「原因 (Y') から、必ず、結果 (X') が含意される」という論理的事象ではなく、「原因によって結果が實際に生ずる」という事實的事象である、つまり、それは存在的な場で成立する事象である。そ

うなると、これと並記された自性の関係も存在的な場での事象と考えられるのである^{四〇}。

かくして、自性證因（X）とその所證（Y）との包攝關係の根據——XとYとの自性/自體の關係と、YがXの有に隨順するという關係——が、XとYとにして交換可能であることから、これらの根據が存在的な場での事象であることが示された。つまり、自性證因の規定〔1〕/〔6〕には、概念（X）が概念（Y）を論理的に導出する自性證因という論理上の規定と共に、論理的關係の根據として存在的な規定が含まれていることが明らかになった。更に、この二項關係における二項の可換性から、即ち、自性證因（X）と所證（Y）とが、互いに他の自性であり、なおかつ、互いに他の有に隨順することから、自性證因と所證とが存在的な場において互いにそれ自體となることが歸結される^{四一}。以上の考察から、包攝關係の根據としてのXとYとの自性/自體の關係は、「Steinkellner (1974)」の如く、存在的な場における兩者の物在的同一性と解することができる。従って「それ（所證）が事實的にそのもの（能證）である」（〔5-1〕），或いは、「〔能證は〕事實的には所證自體である」（〔6〕）という場合の「事實的に」（vastutah）は「具體的な物の場において」という意味を有する。つまり〔5-1〕，〔6〕では、兩者が同一の物であることが意圖されているというわけである。

ここで、自性證因の規定が存在的な場と論理的な場との事象を含むことを自性證因の規定〔6〕において確かめてみよう。〔6〕では「證因=能證特性=自性（X）と、所證特性（Y）とにして、YがXの有のみに從う」とこと、「證因（X）が事實的には（vastutah）所證（Y）自體である」とこととの二點が要點である。その中で「Yの、Xの有のみへの隨順」という條件は、「それ（X）の有のみに從わない様な特性（Z）をも自性とする〔即ち、Xにとっての所證特性とする〕」（HB p. 5, 14-15: atadbhāvamātrānvayinam api *dharmaṇ* svabhāvam icchanti）という他者説を遮遣する爲に導入されている。つまり、この條件は、PVSV での自性證因の規定〔1〕，〔4〕）と同型の自性關係——「所證特性（Y）（=能證（X）の有のみに從う特性）こそが、能證（X）の自性（svabhāva）」という關係——の成立を間接的に含意している。

〔6〕の前半では、この如く「自性 (sabhāva)」が所證特性を意味することが含意され、また所證特性を導出する證因（即ち、能證特性）としても「自性」が用いられているので、これらの自性は論理的な場での概念を意味する。所が、〔6〕の後半ではかかる能證・所證としての自性は、他の排除の仕方の相違によってそれぞれ概念的には辨別されるが、事實的には「能證 (X) は所證 (Y) の自體 (liṅgisvabhāva)²⁹ (つまり所證と不異である)」というのであるから、この事實的な自性の關係は、先の論理的な場での「所證特性 (Y) が能證 (X) の自性 (本質的特性)」という自性の關係とは異質であること、即ち、具體的な物の場での事象であることが知られる。かくして、自性證因規定〔6〕においても、存在的な規定と論理的な規定とが共に組み込まれていると言えるのである。

II. D 所證 (Y) による能證 (X) の包攝を決める條件

これまでに自性證因の成立根據——證因 (X) と所證 (Y) との自性の關係と、能證の有のみへの所證の隨順という關係——が、すべて、XとYとに關して交換可能であることが示されたが、ここに先述の問題が再び浮上してくる。この可換性を認めるならば、たといXとYとが他の排除によって概念的に辨別されても、Xが證因でYが所證であって、決してその逆ではない、という論理な場での確定是如何に可能となるのか、特に、シンシャパー (X) と木 (Y) の場合の如く、兩者の外延が同一でない場合には、一般にXとYとは交換され得ない、こうした論理的な場での非交換性をどの條件が保證するのか、という問題である。

一つの可能な解答としては、「所證 (Y) が能證 (X) の有のみに從う」という條件を、論理的な場にまで延長して成立する、とみなす考え方が擧げられる。この「…のみに從う」という事象を「Xがあるとき、他の條件に依らずにX自身によってYがある³⁰、即ち、必ずYが含意される」という様に捉えれば、これは、論理的事象——論理的包攝關係を定める事象——となろう。かかる思考は次の法稱説の中に看取される。法稱は、PVin IIIにおいて、正しい證因が自性證因・非認識證因（自性證因の一種）・所作證因のみに限定されることを證明する際に、結果から原因を推論する場合のみならず、「結果生起の能力

を有する原因から、結果を推論する」場合も世間で認容されることを考慮に入れ、後者の推論の證因がどの正證因に屬するのかを検討している。法稱によるところの證因は自性證因に歸屬する。このことを決定する條件が次の偈文に示される。

「〔結果を生起する〕能力のある原因〔の集合 (sāmagrī)〕によって結果の生起 (kāryotpāda) が推論される場合、その（結果生起）は、〔原因の集合〕以外のものには依存しない (arthāntarānapakṣa) 故に、〔原因集合の〕自性 (svabhāva) と言われる」(PVin III 64≈PV I 7)^参

【11】

一般に、原因から結果すべてが推論される、というわけではない。原因からは特定な結果——結果の生起可能性 (-sambhava), 適合性 (yogyatā)——が推論される^参。この結果生起適合性 (Y) が、原因集合 (X) 以外の他因に依らない、即ち、その集合した原因 (X) の有のみに従っているので、原因集合 (X) の自性と言われる。この證因、原因集合 (X) は、自性證因となる爲の條件——所證 (Y) が、證因 (X) の自性であり、Xの有のみに従うという條件 (cp. [3], [4])——を満たすので、自性證因に歸屬する、というわけである。

- ト 自性證因 (X) → 所證 (Y) (=Xの有のみに隨順, Xの自性)
- ト 原因集合 (X) → 結果生起適合性 (Y) (=Xの有のみに隨順, Xの自性)

【11-1】

逆に言えば、「所證 (Y) が、自性證因 (X) の有のみに従う」という自性證因の條件は、これを因果の觀點から見れば、「自性證因が所證をあらしめる爲の十全な原因である」と解される（なお、自性證因を因果關係上で捉える點については第三章を參照されたい）。従って、「Xの有のみにYが従う」という存在的な事象は、「XがYに對する十全な原因であるから、そのXのみによってYが成立可能」ということであり、更に、このことは「Yは、Xの有るとき、常にある」つまり「十全な原因全體であるXが證因となって、Xの結果として生じ得るYが所證として論理的に導出される」という論理的事象として捉えられるのである。

しかし「所證 (Y) は能證 (X) の有のみに従う」ことを「XはYによって含意され、その逆ではない」ことの一般的根據とするには難點がある。法稱自身がその逆の「XはYの有のみに従う」という規定をも、自性證因の根據として認めているからである (cp. [9])。そこで、次に注目したいのが包攝關係を定める條件として周知である「所證 (Y) がないと能證 (X) もない」という俱非存關係である。例えば先述の包攝關係「存在性 (X) →無常性 (Y)」の場合、この根據は「無常性 (Y) が否定されると存在性 (X) も否定される」という俱非存關係についての妥當な認識である。俱非存關係は、この如く概念としての能證 (X) と所證 (Y) とに關して成立する場合、論理的な場での事象であるが、それのみならず、この關係は、YとXとを具體的な物とした場合にも成立すると考えられる。このことは、推論が共相（概念）のみを認識するにもかかわらず、何故に間接的にではあるが自相（個物）を確實に知らしめるのか、という問題を説明する際に読み込まれている。簡単の爲に自性證因の説明の部分のみを取り出すと次の様になる。

「自性 (raṇ bzin, ex. シンシャパー) は、物體 (no bo, ex. 木) がないと〔存在し〕ない、〔兩者が〕同一だからである (tha mi dad pa'i phyir)。……同様にそれ (ex. シンシャパーなる自性) がないと、それより生じた〔自性の〕の知 (de las skyes pa'i śes pa) (ex. シンシャパーの知) もなく、また、後者 (ex. シンシャパーの知) より生じた物體の知 (ex. 木の知) もない」(PVin II p. 2, 10-15)

物體 (ex. 木) がないと自性 (ex. シンシャパー) がなく、この自性がないと自性的知 (ex. 自性證因たる「シンシャパー」の知) が生じない、また、この知がないと物體の知 (ex. 所證特性たる「木」の知) が生じない。逆に言えば、物體と自性とが原因となって、自性證因としての「自性」の知が生じ、更に、所證特性としての「物體」の知が生ずる。この如く推論において、所證特性たる「物體」の知は個物としての物體に間接的に關連するので (pāram-paryeṇa vastuni pratibandhāt), 個物の存在を逸脱することなく知ることが可能になるというのである⁶⁴。ここでの自性、例えばシンシャパーは、「シンシャパー」の知という結果を生起させる原因であるから、その結果（「シンシャ

パー」の知)とは別なもの、つまり、知を生起させる個物である。その個物としてのシンシャパーと木とが同一の物である故に、後者がないと前者がない、という俱非存関係が成立する、その俱非存関係を満したシンシャパーから、包攝関係にある能證「シンシャパー」と所證「木」との知が生ずるというのであるから、ここには物の場における俱非存関係が包攝関係の根據に存することが認められる。この所證(Y)と能證(X)との俱非存関係は一般にはXとYとについて交換可能ではない。かかる交換不可なる俱非存関係が物の場と論理的概念の場とにおいて共に成立することから、「物の場での俱非存関係→論理的な場での俱非存関係→論理的包攝関係」という系列において論理的包攝関係の根據づけがなされている、と考えることは可能であろう。

以上の點を踏まえると、自性證因の包攝関係成立根據としての本質的結合關係(svabhāvapratibandha)は次の如く解せるであろう。直接的には、存在的な場での證因(X)と所證(Y)との自體の關係(tādātmya, tadbhāvatā), 即ち、事實的な同一性であるが、「XがYに包攝され、その逆ではない」という論理的な不可逆性を確立させる點から捉えると、その不可逆性を可能にする條件——肯定的關係「YはXの有のみに従う」と否定的關係「YなければXがない」³⁴——が存在的な場において成立することも間接的に組み込んでいる。更に、文脈によってはこの肯定的關係が論理的な場にまで延長して成立する場合も含み得る。

II. E 自性證因の規定に見られる自性の解釋

自性證因の規定の中に見られるそれぞれの自性の關係は文脈的に異なる内容を有し得ることが II. C において示された。本節ではそれぞれの文脈での自性の關係を略説してみよう。

II. E. 1 自性證因に関する包攝關係の根據として、PVSV では度々「所證(Y)は能證(X)の自性」という自性の關係が擧げられた(cp. PVSV p. 18, 6 f.; 20 f.; 25 f.; p. 17.1(=[4]))。その兩者には、X(ex. シンシャパー)は Y(ex. 木)なる自性なしには有り得ない、という關係が成立するので(cp. [5])、自性(Y)は能證(X)にとって不可缺なものであることが知られる。しかも、II. C によれば、包攝關係の根據として捉える場合には、所證

(Y) なる自性はそのまま事實的に、即ち、具體的な物の場で能證 (X) になっている¹⁰。従って「所證 (Y) は能證 (X) の自性」という場合の自性は、物の場においては、〔能證 (X) と〕同一物、〔能證 (X)〕自身という意味で、〔能證 (X) にとって〕不可缺な本質、と解され得る。

所で、この様に「Xの自性」を「X=自性」「X自身」と解することに對して次の疑問が想定される。通常、二項 (X と B) を用いて「XのB」と表現するとき、即ち、前の語が第六格（屬格）の格變化を呈し、後の語を限定する場合、X と B とは別體となる、それは「王者の家臣 (*rājñah puruṣah*)」という場合、王と家臣とが別人であることと同様である、という疑問であるが、この點に關しては、佛教論理學派は、唯識說に立脚した對象の認識の考察において次の如く處理している。*nilānubhava* (青感受) という對象認識を例にすると、この合成語は *nilasyānubhavaḥ* (青の感受) と分解されるが、有外境論者は、*nila* が第六格の形で表現されることから *nila* (→外境) と *anubhava* (→主觀) とが別體であると主張する。それに對して佛教論理學派は、感受の對象としての青は外界の存在物ではなく、感受の中に顯われる青なる形相 (*ākāra*) である、即ち、兩者は別體ではない、という見解を定説とする。そこで「X=B」が成立し、しかも「XのB」なる表現が可能なることを「śilāputrakasya śarīram」(砥石/トルソーの本體) という例で示している¹¹。砥石と本體とは同一物なので、この表現は、砥石自體を意味する。しかも世間の言語用法上ではかかる屬格を用いた表現が認められる、というわけである。この論理を應用すれば「能證 (X) の自性」も「Xと同一物」「X自體」と解することに矛盾はないと言えよう。

II. E. 2 或いは、所證 (Y) と能證 (X) との自性の關係は、「所證 (Y) なる特性は、能證 (X) なる物の自性」と解される場合も見出される。これは「結果生起適合性 (Y) は、集合した諸原因 (X) の自性」という關係によつて例示される (cp. II. D.)。即ち、或る結果の能生に關與する原因全體には結果を生起する爲の適合性 (Y) という効力としての特性が所屬し、この特性が諸原因の有のみに從うことから、諸原因 (X) の自性 (svabhāva) とみなされた。従ってここでの svabhāva(Y) は、結果生起に關與する集合原因 (X) 以

外の物には依存しない特性、つまり、この諸原因（X）なる物に本來的に存する特性である。

「物の自性=物以外の他因に依らない特性」という自性の關係は、物（ex, 聲）の無常性を物の滅を通して證明する際の一論據として用いられる。法稱による聲の無常性の證明は次の如くである。諸物の滅は他因に依らない、しかも「[諸] 物は自らの原因によって [のみ] それ（滅）を特性として生じているから (svahetubhyas taddharmaṇo bhāvāt), [滅は諸] 物の自性である (bhāvasvabhāva)」。それ故に「滅は〔諸物の〕有のみに従って〔現象する。この理由〕から聲の無常性〔が證明される〕」(cp. PVSV p. 141, 19-21)。つまり、聲は、他因に依らずに滅するので滅を自性とする、従って物として存在するだけで自らの本性に従って滅する (cp. PV I 193 cd), それ故に無常である、という證明である。ここでは「物（ex. 聲）の自性=物以外に依らない滅なる特性」という自性の關係が聲の無常性の證明の論據になっている。この自性は物以外に依存しないので物のみによって定められる、物に必然的に屬する特性とみなされる。

因みに HB では自性の關係を不待他因と結びつけて次の様に規定する。

「或るもの（X）が或るもの（Y）を自性とするとき、それ（X）は、
〔X〕自身の原因のみから生じてその様になつてゐるのであって、決してそうなる爲に〔X〕以外の原因に依存することはない。例えば顯照する物等の如し。……光（prakāśa）等は、それ（顯照等）を自性とするが故に、顯照〔する物〕等となる爲に他の原因に依ることはないのである……」(HB p. 8, 9-13)

勿物、法稱は、自性と物とを、屬性（guṇa）と實體（dravya）の様に存在的に別個なもの、と考えていたのではない。法稱にとって、物が無常性を自性とすること、無常性が物の自性であることは、「無常性が、剎那に住するという特性を有する將にその物である」(PVSV p. 21, 4-5: sa eva hi bhāvah kṣaṇasthitidharmāṇyatā)」ことにはかならない。特性を有するもの（dharmin）と特性（dharma）との區別は單に認識の上に顯われる（buddhyārūḍha）もので外界の存在物に基づくのではない、というのが佛教論理學派の立場である

(cp. PVSV pp. 2, 22–3.3)。

この點をより積極的に取り入れると「物の自性=特性 (ex. 無常性)」という自性關係において物の代りに物の別な特性 (ex. 所作性, 存在性) を代入することが可能になろう。これにより「所作性/存在性 (X) の自性=無常性 (Y)」という様に概念間の自性關係も可能になろう。この場合、自性證因 (X) も所證 (Y) も共に同一の物から抽象された特性という點では同質であるが、特に能證 (X) の有のみに従う特性ということを示す意味で「自性」なる語が用いられると解されよう (cp. [5-1])。この自性は、II. D 前半における如く論理的事象として能證の有のみに従うとみなされるときには、能證を包攝する特性であることが含意される。

II. E. 3 [6] の型の自性證因の規定では、「*svabhāva*」は證因 (X) を示す語として用いられた。この *svabhāva* を二項關係として捉えるとき、それは主題 (*sādhyadharmin*) や主題と同類な事例の自性 (即ち、主題等に本來的に所屬する特性) (cp. [7-1]) であることは言うまでもないが、その外に, Dharmottara の説く様に「所證 (Y) の自性」という解釋も想定される。つまり「その所證を〔導出する〕證因 (X) はその所證 (Y) の自性」(NBṬ (Dh) p. 106, 6-7 : *tasmin sādhye yo hetuh sa svabhāvah tasya sādhyasya*) という二項關係上で捉えられるが、この場合には *svabhāva* は「それ (所證特性) のみにある自性」(Dhpr p. 106, 20 : *tasyaiva svabhāvah*)⁴⁰ の意味で用いられる。従って自性證因 (X) は所證特性 (Y) のみに限定された自性である。これを論理的に見れば、所證特性に必ず包攝されると限定された特性、それが自性ということになる。この論理限定關係をより論理的に抽出するという點では「X (=自性) は Yの有のみに従う」という隨順關係 (cp. [9]) の方が、その逆の「Y (=自性) は X の有のみに従う」(cp. [6]) よりも効力があると思われる。何となれば、前者の「X が Y の有のみに従う」ことを文字通りに解すれば「Y の有るときだけ X がある」即ち「X のあるときは必ず Y がある」となり、「能證 (X) → 所證 (Y)」という包攝關係を得ることができるからである。

III 自性の關係の因果的側面とその解釋

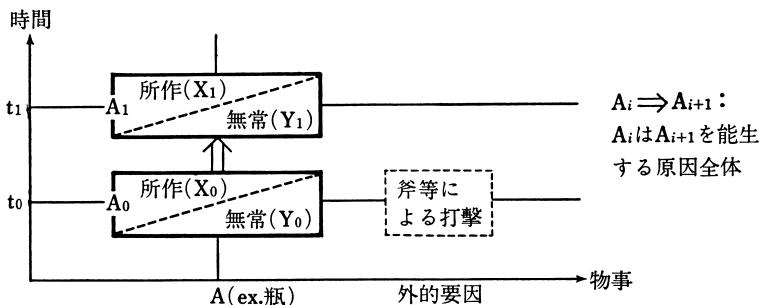
前章においては、能證と所證との自性の關係を、主に兩者が同一の物に歸せられるという面から捉えてきた。しかし、兩者が同時同所に存する點のみに立って、つまり、兩者の歸屬する物の靜止的側面のみから、兩者の在り方を考察するならば、兩者が同一だから一方は他方自體である、という類語反復的な論述に終始するという危惧を避け得ない。そこで本章では自性關係を因果上の動的な面から捉えてみたい。

III. A 因果論的に見た所證と能證との自性の關係

所證（Y）と能證（X）との包攝關係の根據としての自性關係は、具體的には〔1〕にある如く、「YがXの有のみに從う」ことであり、そしてそれは少なくとも「YがXの原因から生ずる」という因果的な面を有していた（cp. II. A）。〔1〕において、法稱は、前述の〔8〕の如く、Xが現象しても未だ現象しないもの（Y'）は、Xと自性の關係がない、と述べているので、XとYとは別な時點ではなく同時點に現象することが知られる。これらのことから次の點——「YがXの有のみに從う」という事象は、「Yが、Yと同時にあるXによって生ずる」ことではない、という點——が導き出される。何となれば、原因は結果に必ず先行する、即ち、同時にある兩者には能生・所生の關係がない、という見解が、佛教論理學派の因果關係に關する定説だからである⁴⁴。しかし、他方なるYも原因なくして現象するわけではない。先の例——X=作られた物、Y=滅の場合——で言えば、所作物の滅は、その物以外の外的要因（ex. 偶然的な斧による打撃）という原因によつては現象はしない、それら偶發的原因は物に常に作用するとは限らないからである⁴⁵。しかし、滅の爲の原因が皆無なのではない。所作物が自ら存在する爲の原因のみによつて滅を特性として生じているから、物の滅が現象するのである⁴⁶。

以下、XとYとの自性關係の成立過程を、所作物の刹那滅という事象を通して、具體的には「物（A）と、その物の所作なる様態（X）と無常なる様態（=滅）（Y）」という關係を通して分析してみよう。物が滅するのに外的要因に依らないことは、註釋によると、所作なる物（A）が滅する際に、「自身（A）を能生する〔原因〕（svarūpajanaka）以外の他の要因には依存しない」（cp.

PVSVT(K) p. 360, 28) という意味である。この原因是、自身を能生するので質料因である。また、先述の如く、能生 (=原因) と所生 (=結果) という因果關係では、原因が先にあって後に結果が生ずる場合に限られるので、この質料因は、その結果である所作物 (A) に時間的に先行する。従って、この因果關係を次の様に記述できる。先行する時點 (t_0) に所作なる物の質料因 (A_0) が存在し、その原因 (A_0) のみから後の時點に結果としての所作なる物 (A_1) が、滅を伴って生ずる。つまり、物 (A_1) に關して所作なる在り方 (X_1) と無常なる在り方 (Y_1) を能生する原因是、物 (A_1) の質料因 (A_0) のみであり、それ以外の外的要因ではない。この事象を略圖で示すと次の様になる。



以上の論述を敷衍していくば、主題 (A) に關して自性證因 (X) を立てて所證 (Y) を導出する場合、X と Y との自性の關係を因果論上から次の様に規定可能であろう。

主題 (A_1) の質料因 (A_0) のみを原因にして、主題 (A_1) が樣態 (X_1) と樣態 (Y_1) とを呈することが生ずる、乃至、 X_1 と Y_1 との自性の關係が現象する。 【12】

III. B 因果論上での自性關係の論理的記述

以上の因果の事象を論理的に記述する場合次の捉え方が可能である。第一は [11], [11-1] に見られる様な「原因全體 → 結果生起可能性」という論理關係に則した捉え方である。法稱は、物が或る樣態を必ず呈することに關して次の様に説いている。

「この物 (bhāva) がそれであること (tadbhāva) (即ち、或る特性を

有するという様態を呈すること)に關して〔その物自身以外に〕依存しないならば, [その物は] それであることに關して必然的である (*tad-bhāvaniyata*)。[それは] 恰も結果生起に關して障害の入らない十全な原因全體が〔結果生起に際して他因に依らない故に, 結果生起に關して必然的であるが〕如くである」(PVS p. 98, 20-22≈PVin II p. 27, 8-11)

つまり, 「物が或る様態を呈するのに不待他因であれば, 必ず, 物はその様態を呈する」という論理的關係と, 「結果生起の爲の十全な原因全體があれば, 必ず, 結果生起可能性がある」という論理的關係とは同類であると法稱は言うのである。今, 我々の問題としている物 (A_0) も所作 (X) と無常 (Y) との兩様態を結果するのに不待他因であるから十全な原因全體となっている。そうなれば, 必ずその様態を呈し得ることが導出される。即ち,

所作なる物 (A_1) の質料因 (A_0) (=不待他因) (=原因全體) があると, 必ず, 所作 (X_1) のみならず無常 (Y_1) なる様態 (=結果) の生起が可能である。

【13】

という論理的命題を得ることができる。これは, 所作なる物 (A_1) として現象した點から見れば, 所作なる様態があると必ず無常なる様態があることである。かくして「無常性 (Y) が所作性 (X) の有のみに従う」という自性關係は, 次の過程を通して——即ち, 因果關係「 $A_0(X_1$ と Y_1 の質料因) より X_1 と Y_1 とが生起」[12] と, その論理的記述「 A_0 (=十全な原因全體) があれば, X_1 と共に必ず Y_1 が生起可能」(即ち, Y は X があれば必ずある) とを通して——「所作性 (X) \rightarrow 無常性 (Y)」といふ論理的關係に移行可能となる。

次に, 自性關係の因果的事象を論理的に記述する第二の方法として「原因が同一 \Leftrightarrow 結果が同一」という因果の規則¹³から捉える方法が考えられる。所作なる物が必ず滅することの理由として, 法稱は, 前述の不待他因のみならず, 他の諸原因は滅に對して効力が無い (*asāmarthyā*) といふ點を擧げている¹⁴。物 (A_1) の能生因 (A_0) 以外の外的要因を滅の原因として想定しても, 次の矛盾を避け得ない。その他因は, 物そのものとしての滅を能生するか, 或いは, 物とは別な滅を能生するかのいずれかであろうが, まず第一の場合, 物と滅とが同一なので, 物の能生因から物の生じている時には (*siddhe bhāve*), 既に

滅なる物として生じており、更に外的原因が滅する物を作ることは無い、第二の場合、外的原因が物と別な滅を能生しても、それは物に滅を能生したことにはならない、という矛盾である (cp. PVSV p. 100, 12-13=PVin II p. 31, 30-31)。この様に、物の滅の原因が、滅する物を能生する原因以外のものとすると、物の刹那滅の具現は説明され得ない。それに對して [12] に示唆される如く、滅する物の原因とその滅の爲の原因とが同じである場合には、所作なる物が滅する物として現象するので、物の刹那滅を説明可能である。この場合、能證（自性證因）(X) と所證 (Y) との論理的關係は次の様にして認識される。まず、「所作なる自性を能生する〔原因が〕無常なる自性として存在する物を能生する」(yah kṛtakam svabhāvam janayati so 'nityasvabhāvam santam janayati) こと——つまり、所作なる様態 (X) と無常なる様態 (Y) とが同一の原因から生ずること——の妥當認識 (pramāṇa) が喻例 (drṣṭānta) によって示される、次に、この認識から、YがXの有のみに従うこと (tanmātrā-nubandha)，即ち、YがXの自性といふ關係の認識（更には、XのYに關する不離の關係の認識）が得られる (cp. PVin II pp. 46, 25-47, 5=PVSV pp. 17, 20-18, 9)。以上の自性關係の成立とその認識との過程から論理的な記述として

所作 (X) との無常 (Y) との兩樣態の原因が同一であると、その結果としての兩者は自性の關係にある（同一である）【14-1】

という命題を抽出することができる。これは、先述の命題 [13] 「物の質料因は、必ず、所作 (X) と無常 (Y) との樣態を生起可能である」からも導出され得る。質料因のみがXとYとの原因なので質料因は兩原因の同一性を意味し、またXとYとは同一の物を指示する、従って [13] が成立すれば「原因が同一であると結果も同一である（自性の關係にある）」も成立するといえるからである。

或いは、[12] の自性の關係は、逆に結果の方から見れば、
結果としての所作 (X) と無常 (Y) が自性の關係にある（同一である）と、その原因は同一である。【14-2】

と命題化することも可能であろう。この命題も法稱說内で認容され得ることは

次の自性の定義から推察される。

「一方（A）が既に生じている時に未だ生じていない他方（B），或いは，
〔一方（A）の能生因とは〕別な原因から生ずる他方（B）は，それ（A）
の自性（A自體）では有り得ない（na bhinnahetuko vā tatsvabhāvo
yuktah）。……〔諸物の〕區別の根據は〔諸物の〕原因の區別（kāraṇa-
bheda）にある」（PVSV p. 20, 20-22=PVin II p. 38, 1-4）（下線は筆者）

下線の部分は「AとBとが別な原因より生ずれば，兩者に自性關係がない」という命題であり，これを換質換位すると「結果としてのAとBとが自性の關係にあると，兩者は同一の原因を有する」という命題が得られるからである。

かくして，XとYとの自性關係を因果關係上で捉え，それを論理的に捉え直すと，「XとYとの原因の同一性 → XとYとの自性關係（同一性）」[14-1] 及びその逆「兩者の自性關係（同一性）→ 兩者の原因の同一性」[14-2] という論理的命題の得られることが示された。兩方が共に法稱説で成立することより「XとYとの自性關係」は「XとYとが同じ原因より生じた結果である」とと同義であると言えるのである。

む す び

法稱の自性證因の分析に際して最も難しいと思われる點の一つは，論述内容が論理的事象と存在的事象の兩方を含み，しかも，それら兩事象が明確に區別されない場合が多いことに歸せられる，自性の關係や本質的結合關係の解釋に種々の可能性が提出されていることは，少なくともこの點に依ると思われる。筆者が本論を叙述する契機となったのは，Steinkellner 教授のもとで（1977年冬學期）PVin II を試讀した際に抱いた疑問點——即ち，自性證因（X）と所證（Y）との包攝關係の根據である「XとYとの自性の關係」「Xの有のみへのYの隨順關係」について，XとYとが交換される場合も認容されるのは何故なのか，もし可換性を許せば「X→Y」という包攝關係の方向性が確立されないではないか，という疑問點——であったが，實は，これも存在的な場と論理的な場とを混同した爲に派生したものであることが徐々に理解されてきた。そこでかかる二つの場を導入しつつ，XとYとの可換性をも部分的に許す様

な推論系を想定して、法稱の説く自性證因とその成立根據の關係を幾分でも系統的に理解しようと試みたのが本論である。第Ⅰ章では、自性證因となる爲の諸條件の間に成立する含意關係を形式的に抽出し、第Ⅱ章ではそれら諸條件がどちらの場に立脚するのかを検討した。それによると、證因 (X) と所證 (Y) に關して「X と Y との事實的同一性」と「X と Y との自性關係 (tādātmya, tadbhāvatā)」とは「Y は X の有のみに從うこと」とほぼ同義であり (cp. [3-1], [3-2]), これらの成立によって俱非存關係 (Y なければ X なし) が含意され、更に、この俱非存關係により X が自性證因であることが導びかれる (cp. [3])。兩者の自性關係と、X の有のみへの Y の隨順關係とは、存在的な場で成立し、X と Y とに關して交換可能である。一方、俱非存關係は存在的な場でも成立するが交換を可能にしない。これら三條件によって包攝關係が定められる (cp. I—II. D)。また、自性證因の規定に用いられる二項關係としての自性の關係は二項の取り方によって異なる内容を有すること、X の有のみへの Y の隨順關係には論理的事象へと移行する自由度があることを吟味した (cp. II. D-E)。第Ⅲ章では自性證因を因果上の動的な側面から考察し、次の點——自性證因 (X) と所證 (Y) とが、法稱の説く因果關係に關する含意關係「原因集合 → 結果生起可能性」との類似性から理解されること、及び、X と Y との自性關係が「同一の原因から生じた結果」と解されること——が考察結果として得られた。(1988, 3. 10)

註

- (1) 佛教論理學の歴史的展開及びそれに關する諸文獻については「桂 (1986)」pp. 40 を参照。
- (2) 「松本 (1981)」; 福田洋一「ダルマキールティにおける論理の構造への問い合わせ」『印佛研』Vol. 33, No. 1, 1985, pp. 69; 金澤篤「Prakaraṇapañcikā に於ける pratibandha」『印佛研』Vol. 33, No. 2, 1985, pp. 74; 小野基「ダルマキールティの九句因解釋」『比較思想の途』No. 4, 1985 筑波大學比較思想コロキウム, pp. 81; 中井本秀「推論の成立について」『印佛研』Vol. 34 No. 2, 1986, pp. 113; 福田洋一「ダルマキールティの論理學における svabhāvapratibandha の意味について」『印佛研』Vol. 35 No. 2, 1987, pp. 133 参照。なお「Dharmakīrti における bhāva と svabhāva」と題した船山徹氏による研究發表が印度學佛教學會 (1987年) においてなされている。

- (3) Cf. PVSV p. 17, 12 ff.=PVin II p. 46, 17 ff.
- (4) Cf. PVin III 310 b⁷ ff. (vv. 64-67). 拙稿「言語と論理」『岩波書店 東洋思想』第10卷(近刊)第二章第三節参照。
- (5) Cf. HB p. 19, 8-13; PVin II p. 29, 14-29. 法稱の刹那滅論證については「Steinkellner (1968)」を、また、その論證の後の展開及びそれに関する諸文献については御牧克己「刹那滅論證」『講座大乘佛教』9, 1984, pp. 218 参照。
- (6) Cf. 「Steinkellner (1974)」第Ⅱ章及び第Ⅲ章参照。
- (7) Cf. 「Steinkellner (1971)」p. 205.
- (8) Ibid., p. 203.
- (9) Cf. PVSV p. 17, 1-3≈PVin II p. 45, 31-33.
- (10) Cf. HB p. 5, 7-8: pakṣadharmaśya (=hetor) yathoktā vyāptir avinābhāvah.
- (11) Cf. PVSV p. 18, 6-7≈PVin II p. 47, 3.
- (12) Cf. 「Steinkellner (1971)」p. 203.
- (13) Cf. 「Steinkellner (1984)」p. 462. PVSV p. 18, 23 にも同一性が説かれる。
- (14) 同様な考え方は PVSV p. 17, 20-21≈PVin II p. 46, 25-26 にも見られる。
- (15) liṅgivabhāva の譯については II. C 及び註29参照。
- (16) Cf. PVin II p. 2, 10 ff.
- (17) Cf. PVSV p. 6, 26 f.; p. 18, 6 f.; p. 18, 19-21.
- (18) Cf. PVSV p. 97, 5-6: dharmīṇo dharmāḥ.
- (19) Cf. PVin II p. 25, 10-12. 但しここでは「svabhāva」なる語が除かれている。
- (20) Cf. PVin III 316 a²⁻³. 前掲拙稿「言語と論理」第Ⅱ章第4節参照。
- (21) Cf. PV I vv. 40-43 (及びその長行); HB p. 5, 10 ff. 法稱の「他の排除」説については赤松明彦「ダルマキールティのアポーハ論」『哲學研究』540號, 1980参照。
- (22) 「Steinkellner (1974)」第Ⅱ及び第Ⅲ章、「Steinkellner (1984)」第Ⅱ及び第Ⅶ章参照。
- (23) PVSVT(K) p. 29, 16. Cf. HB p. 5, 14 ff.
- (24) [9] は第53偈前半 (de yod tsam dañ rjes su ḡbrel can / bdag ñid gtan tshigs rañ bzin yin /) の註である。[9] に則してこの偈文を読むと次の様になる。「それ(所證(Y))の有のみに従い〔しかも、Y〕自體(ātman)〔となった〕證因が自性(svabhāva)〔證因〕である」。Dharmottara 及び Bu ston は bdag ñid (ātman) の部分を上述の様に解している, cf. PVinT(Dh) Dse 282 b³; PVinT(Bu) 254, 4-5。一方, Vādanyāyavipañcitārthā (Śāntarakṣita), ed. by R. Sāṅkṛtyāyana, Patna 1935-1936 (p. 13, 10f.; p. 10, 18) によれば「……主題に所屬する自性(X)が自身(Y)に對して證因である」(……dharmīṇi svabhāvo hetur ātmani) があるので、これを参考にすれば、PVin II の獨譯の如く、「自性(svabhāva)(X)は、それ(X)の有のみに従う自身(ātman)(Y)〔を導出する爲〕の證因である」とも譯せよう。この場合には、隨順關係は「所證(Y)は證因(X)の有のみに従う」とい

う從來の規定 ([1] の形式) と同じである。

- (25) Cf. 「Steinkellner (1984)」第V章。
- (26) 「戸崎 (1979)」140頁に譯出される。
- (27) Cf. 「Steinkellner (1984)」第V章。
- (28) Nyāyabhūṣaṇa (ed. by S. Yogindrānanda, Varanasi 1968 p. 298, 22 ff.) では 佛教論理學派の説く「能證と所證の同一性 (tādātmaya)」を批判する際に、概念上の 同一性のみならず、實在物の同一性の場合も想定している。
- (29) Arcaṭa は hetusvabhāva (HB p. 5, 12) を bahuvrihi と解して、「所證は證因を自 性とする」と讀む (cp. HBṬ p. 57, 16–20), 卽ち、證因と所證との自性の關係— liṅgi- svabhāva — を tatpuruṣa として「證因 (X) は所證 (Y) の自性」と解すること になる。HB の獨譯においてもこれと同様に譯されている。一方、「松本 (1981)」 (note 12) では、HB 中の他者説「atadbhāvamātrānvayinam api *dharmam* svabhāvam icchanti」(p. 5, 14–15) の文脈からすると、「所證 (Y) は能證 (X) の自性」となるので、liṅgisvabhāva を「證因 (X) は所證 (Y) を自性とする」と bahuvrihi として讀むべきであると批判する。これは、svabhāva の解釋に對する問題意識を提起したという點で意義のある提言である。しかし、それに對して「Steinkellner (1984)」(note 57) では、liṅgisvabhāva の svabhāva は存在的な場での自體/本質 (essence) を意味し、一方、他者説の中に用いられた svabhāva は論理的な場での本質的特性 (essential property) を意味するから、兩者は別々なコンテクストである、従って上述の批判は妥當ではないと、場の相違を導入して正鵠を射た答えを示している。存在的な場での事象としての「A-ātman」「A-svabhāva」は、法稱の svabhāvapratibandha の文脈では、bahuvrihi としても tatpuruṣa としても同じ意味を有し、そのどちらか一方のみに限定して解する必然性はない、というのが「Steinkellner (1984)」の基本的見解である。本論でも、II A-C の考察の結果、存 在的な場においては、X と Y との自性の關係は交換可能であり、この自性は「その同 じ物/自體」を意味するという、同様な歸結を得た。この點を考慮に入れて [6] の liṅgisvabhāva を所證自體と譯したのである。
- (30) Cf. HBṬ p. 41, 12–14 (ad HB p. 4, 3 ff.): yatra yatra sādhanadharmaṣya bhāvaḥ tatra tatra sādhyadharmaṣyāpi nimittāntarānapēkṣo bhāva ity etasyārthaḥ siddhiḥ svabhāvahetāv anvayaniścayaḥ. つまり sādhanadharmaṁtrānubandha の anubandha を〔所證による能證の〕包攝 (vyāpti) と Arcaṭa は解する (Cf HBṬ p. 41, 7–12: tasya (=sādhanadharmabhāvamātrasya) “anubandhaḥ” anugamanam vyāptih).
- (31) Cf. 「Steinkellner (1976)」 pp. 185.
- (32) Cf. PVin III 310 b⁷ – 311 a¹ ≈ PVSV pp. 6, 24–7, 1.
- (33) Cf. PVin II vv. 2–3 = PV III vv. 81–82. 「戸崎 (1979)」 pp. 154, 中井本秀「推 理の成立根據について」『印佛研』Vol. 34 No. 2, 1986, pp. 114, 前掲拙稿「言語と論

理」第一章第二節参照。

(34) Cf. PVSV p. 17, 1-3 (\simeq PVin II p. 45, 31-33)

(35) svabhāvapratibandha の解釋については、「松本(1981)」、それを批判した「Steinkellner(1984)」参照。

(36) 例えは Karṇakagomin は事実的同一性を次の如く解している。PVSVT(K) p. 21, 14-15: śimśapā hi vṛkṣaviśeśasvabhāvā. vṛkṣaviśeśo 'pi śimśapāsvabhāva evēty ubhayagatan tādātmyam.

(37) Cf. Pramāṇavārttikabhāṣya (Prajñākaragupta) Tibetan Sanskrit Works Series vol. 1, Patna 1953, p. 352, 9-14. 拙稿「Prajñākaragupta (PV Bh) における有形相知識説に関する一考察」『Samphāśā』5, 1983, pp. 48 参照。

(38) Cf. 「Steinkellner(1968)」pp. 364-369. 「Steinkellner(1968)」は、法稱の刹那滅論證に二種あることに注目し——即ち、物は存在する故に無常であるという證明（存在性を理由とする證明）と、物は、滅するのに外的要因には依らないこと等により自らの本性に従って滅するが故に無常であるというタイプの證明（滅を理由とする證明、即ち、我々の論題とする證明）の二種に注目し——その中で、前者は Vādanyāya に、後者は PV I にあり、PVin II と HB とには兩證明が見られることを指摘して、それぞれの著作における論證を吟味している。

(39) Cf. 「Steinkellner(1971)」p. 206.

(40) Cf. HB T p. 57, 6-7. なお Dharmottara は「所證特性=能證特性の自性」という解釋も是認する、cf. NBT (Dh) p. 162, 12, 15 f.; p. 112, 6-7. 註釋者による解釋に一意性が無い點については「Steinkellner(1984)」第VI章に指摘されている。

(41) Cf. PV III 246; PVin I p. 60, 8 ff.

(42) Cf. PVSV p. 98, 14 ff.=PVin II pp. 26, 27-27, 2.

(43) Cf. PVSV p. 99, 24-25=PVin II p. 31, 2-5; PVSV p. 141, 20-21 (cp. II. E. 2).

(44) 法稱は因果關係の規則として「原因の相違と同一とにより、それぞれ結果の相違と同一とがある」ことを認容する (cf. PVSV p. 22, 17-18; PV III 251)。因みに Haribhadra は Abhisamayālāmkārālokā Prajñāpāramitāvyākhyā (ed. by U. Wogihara, 1935) pp. 969 において法稱の因果説——多因一果説——を批判するが、その際にも上述の因果の規則を援用している。Haribhadra による法稱説批判については天野宏英「因果の一資料——ハリバドラの解釋——」『金倉博士古稀記念印度學佛教學論集』pp. 323 参照。

(45) Cf. PVSV p. 100, 8-19=PVin II pp. 31, 25-32, 13.

(46) Cf. PVin II (Teil II) 註 529; 「Steinkellner」(1971) 註 93.

(47) Steinkellner 教授より多くの貴重な御教示をいただいた。ここに記して感謝の意を表したい。

略 號

「赤松」(1984)=赤松明彦「ダルマキールティの論理學」『講座・大乘佛教』9, 1984, pp. 183-215.

『印佛研』=印度學佛教學研究。

「梶山(1974)」=梶山雄一「後期インド佛教の論理學」『講座佛教思想』第2卷, 1974, pp. 243-310.

「桂(1986)」=「インド論理學における遍充概念の生成と發展」『廣島大學文學部紀要』第45卷, 1986, pp. 1-122.

「Steinkellner(1968)」=E. Steinkellner, "Die Entwicklung des Kṣaṇikatvānumānam bei Dharmakīrti," Wiener Zeitschrift für die Kunde des Süd- und Ostasiens, 12-13 (Festschrift für E. Frauwallner), 1968-9, pp. 361-377.

「Steinkellner(1971)」=E. Steinkellner, "Wirklichkeit und Begriff bei Dharmakīrti", Wiener Zeitschrift für die Kunde des Südasiens (=WZKS) 15, pp. 179-211.

「Steinkellner(1974)」=E. Steinkellner, "On the interpretation of the svabhāvahetu", WZKS 18, 1974, pp. 117-129.

「Steinkellner(1984)」=E. Steinkellner, "Svabhāvapratibandha again", Acta Indologica 6, 1984, pp. 457-476.

「戸崎(1979)」=戸崎宏正『佛教認識論の研究』上, 1979.

「松本(1968)」=松本史朗「Svabhāvapratibandha」『印佛研』Vol. 30 No. 1, 1981, pp. 10-14.

DhPr=Pāṇḍita Durveka Miśra's Dharmottarapradipa. Being a Sub-commentary on Dharmottara's Nyāyabinduṭīkā, a commentary on Dharmakīrti's Nyāyabindu, ed. by D. Malvaniya, Patna 1971.

NB=Nyāyabindu (Dharmakīrti): cf. DhPr.

NBT(Dh)=Nyāyabinduṭīkā (Dharmottara): cf. DhPr.

PV I=Pramāṇavārttika Chapter I: R. Gnoli, The Pramāṇavārttikam of Dharmakīrti, the first chapter with the autocommentary, Roma 1960.

PV III=Pramāṇavārttika, Chapter III: 戸崎宏正『佛教認識論の研究』(上)(下), Tokyo 1979, 1985.

PVin I=Pramāṇaviniścaya, Chapter I: T. Vetter, Dharmakīrti's Pramāṇaviniścayaḥ, 1. Kapitel, Wien 1966.

PVin II=Pramāṇaviniścaya, Chapter II: E. Steinkellner, Dharmakīrti's Pramāṇaviniścayaḥ, 2. Kapitel, Teil I (Tibetischer Text und Sanskrittexte), Teil II (Übersetzungen und Anmerkungen), Wien 1973, 1979.

PVin III=Pramāṇaviniścaya, Chapter III: Peking ed. 5710.

東洋の思想と宗教 第五號

PVinT(Dh)=Pramāṇaviniścayaṭikā (Dharmottara) : Peking ed. 5727.

PVinT(Bu)=Tshad ma rnam par nes pači ḥik, Tshig don rab gsal (Bu ston Rin
chen grub), ed. by L. Chandra, New Delhi 1965-1971, vol. 24.

PVSV=Pramāṇavārttikasvavṛtti (Dharmakīrti) : cf. PV I.

PVSVT(K)=Pramāṇavārttikasvavṛttiṭikā : ācārya-Dharmakirteḥ Pramāṇavārtti-
kam (svārthānumānaparicchedaḥ) svopajñavṛttyā Karṇakagomi-viracitayā
taṭṭikayā ca sahitam, ed. by R. Sāṅkṛtyāyana, allahabad 1943.

HB=Hetubindu : E. Steinkellner, Dharmakīrti's Hetubinduḥ, Teil I. Tibetischer
Text und rekonstruierter Sanskrit-Text, Teil II. Übersetzung und An-
merkungen, Wien 1967.

HBṬ=Hetubinduṭikā of Bhaṭṭa Arcaṭa with the Sub-Commentary entitled Āloka
of Durveka Miśra, ed. by S. Sanghavi and M. Jinavijayaji.